

使用料金表

R7.4.1現在

港湾施設名	使用区分	単位	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	留意事項			
岸壁 物揚場 船揚場	総トン数5トン未満	1トン1年につき	4,600	2,300	2,300	県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶は所定の使用料の額の1/2相当額。 使用トン数及び使用単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。			
	総トン数5トン以上50トン未満	24時間につき	171	90	90				
	総トン数50トン以上100トン未満		345	171	171				
	総トン数100トン以上150トン未満		518	262	262				
	総トン数150トン以上								
	総トン数	使用時間12時間以内	1トンにつき	内航船 5.19 外航船 4.72	2.59 2.36	2.59 2.36	R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ船が使用する場合は1/2減免。 (R6.7.19 県土整備部長通知)		
		使用時間が12時間を超え24時間まで	1トンにつき	内航船 6.93 外航船 6.30	3.46 3.15	3.46 3.15			
		24時間を超える12時間までごと	1トンにつき	内航船 3.46 外航船 3.15	1.72 1.57	1.72 1.57			
		全長	総トン数の表示がない船舶その他船舶に類する施設						※注1
			10m以上50m未満	24時間につき	内航船 172 外航船 157	92 84		92 84	
50m以上	24時間につき		内航船 346 外航船 315	172 157	172 157				
プレジャーボート	船舶の長さ1m1月につき		566	470	470				
係船ロープ	使用時間24時間まで	1本につき	内航船 11,550 外航船 10,500						
	24時間を超える12時間までごと	1本につき	内航船 5,770 外航船 5,250						
係船浮標 係船くい	係留時間24時間まで	総トン数1トンにつき	内航船 1.15 外航船 1.05			使用トン数の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。			
	24時間を超える12時間までごと	総トン数1トンにつき	内航船 0.57 外航船 0.52						
公共臨港線	貨物1トンあたり	輸送距離100mにつき	3.77			貨物重量及び輸送距離に満たない場合はその単位まで引き上げる。			
軌道走行式荷役機械	コンテナクレーン	30分までごと	34,600			R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ航路に係るコンテナの荷役に使用する場合は1/3減免。(R6.7.19 県土整備部長通知)			
移動式荷役機械	リーチスタッカー	30分までごと	1,920						
ふ頭荷捌地	使用期間が4日を超え30日まで	1㎡1日につき	12.10	6.02	6.02	4日以内の場合は使用料を徴収しない。 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ航路に係るコンテナの荷役に使用する場合は1/2減免。(R6.7.19 県土整備部長通知) 使用電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。			
	使用期間が30日を超える場合		24.20	12.10	12.10				
	コンテナヤード	1TEU1日につき	101						
	冷凍コンテナ用電源施設	1kwhにつき加算	31						
木材荷捌地		面積1アール15日につき	1,040			使用面積及び期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。			
上屋	使用期間15日以内の場合	1㎡1日につき	14.50			使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 大浜ふ頭上屋は、R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ船利用荷主が使用する場合は1/2減免。(R6.7.19 県土整備部長通知) 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 ※加温設備使用料には、別途燃料代等が必要となる。			
	15日を超え30日まで		29.02						
	30日を超える場合		43.54						
	CFS上屋	1㎡1日につき	20						
	CFS上屋内事務室	1月につき	44,810						
	コンテナ管理施設	1㎡1月につき	1,270						
	天井クレーン	1時間につき	4,890						
	くん蒸上屋	貨物1トンにつき加算 加温設備の使用1日につき※	142 24,800						
野積場	使用期間15日以内の場合	1㎡1日につき	2.37	1.18	1.18	使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。			
	15日を超え30日まで		3.32	1.65	1.65				
	30日を超える場合		4.28	2.12	2.12				
船舶給水施設	内航船	時間内給水1㎡当たり	561		818	給水量が単位に満たない場合はその単位まで引き上げる。 (ただし、小数第二位以下切り捨て) ※注2			
		時間外給水1㎡当たり	719		1,043				
	外航船	時間内給水1㎡当たり	510		744				
		時間外給水1㎡当たり	654		949				
廃棄物選別施設		1㎡当たり	141			容積が単位に満たない場合はその単位まで引き上げる			
廃油処理施設	ビルジ又は廃油	1トン(1000L)当たり	内航船 2,140 外航船 1,950			重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。			
酒田PBS (第1・第2共通)	使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1m1日につき	135			船舶の長さ及び使用期間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。			
	使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1m1月につき	662						

算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※注1

総トン数で計算	ガット船 作業船、調査船 曳船、引船、押船 貨物船、油槽船 ケミカルタンカー、セメントタンカー 汽船、機船 客船 漁船
全長で計算	グラブ浚渫船 コンクリートミキサ船 土運船 起重機船 台船、砕船

※注2

時間内	月曜日～金曜日 8時30分から17時00分 土曜日 8時30分から12時30分 (休日及び1月2日、1月3日、12月29日～12月31日を除く) までに開始する給水
時間外	時間内に行うもの以外

入港料 (港湾管理条例施行規則により700t以上の船舶から徴収する)

内航船	1.26 円
外航船	2.30 円

R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ船で入港回数が偶数回目の場合は入港料が免除となる。(R6.7.19 県土整備部長通知)